

大分県報

令和二年
第九二号
三月二十七日

（金曜日）

目次

規則	大分県収入証紙取扱規則の一部改正……………一
告示	道路区域の変更（二件）……………一
公告	落札者等の公示（二件）……………二

規則

大分県収入証紙取扱規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和二年三月二十七日

大分県規則第十七号 大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県収入証紙取扱規則の一部を改正する規則

大分県収入証紙取扱規則（昭和五十年大分県規則第十九号）の一部を次のように改正する。
別表の衛生関係事務の項中「保健所で収入するもの」の下に「（農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律（令和元年法律第五十七号）第十五条第一項に規定する輸出証明書に係るものを除く。）」を加え、同表の漁業関係事務の項中

休業中の漁業許可申請手数料

を

休業中の漁業許可申請手数料
沿岸漁場管理団体指定申請手数料

に改める。

令和二年三月二十七日

大分県報（規則・告示）

一

附則

この規則中別表の衛生関係事務の項の改正規定は令和二年四月一日から、同表の漁業関係事務の項の改正規定は漁業法等の一部を改正する等の法律（平成三十年法律第九十五号）の施行の日から施行する。

告示

大分県告示第九十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、令和二年三月二十七日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。
令和二年三月二十七日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

道路の種類及び路線名	区間	区域変更前後別	敷地の幅員	延長
一般国道二一三号	豊後高田市白野字尾鷲五一一番六から 豊後高田市白野字尾鷲五一一番八まで	前	六七・〇メートル 一八・〇	一六九・八
	豊後高田市白野字尾鷲五一一番六地内	後	二二・〇 一八・〇	一六九・八

大分県告示第九十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、令和二年三月二十七日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。
令和二年三月二十七日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

道路の種類及び路線名	区 間	区域変更前後別	敷地の幅員	延 長
一般国道二一三号	豊後高田市羽根字中塚三二九四番一から豊後高田市羽根字中塚三二九四番八まで	前 後	メートル 三五・一 〜 二一・五	メートル 二七三・〇 二七三・〇

○公 告

次のとおり落札者等について公示する。

令和二年三月二十七日

大分県立病院長 井 上 敏 郎

- 一 落札に係る物品等の名称及び数量
エックス線コンピュータ断層撮影装置一式（本体及び周辺機器の搬入・設置、現有機器の撤去並びに保守委託を含む。）
- 二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
大分県立病院事務局会計管理課
大分市大字豊饒四百七十六番地
- 三 落札者を決定した日
令和元年九月三十日
- 四 落札者の氏名及び住所
株式会社バイオメディカル 代表取締役 伊 東 卓 郎
由布市挾間町古野字塚ノ久保千百番地三
- 五 落札金額
三億九千三百万円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）
- 六 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 七 一般競争入札を公告した日
令和元年八月二十日

次のとおり落札者等について公示する。

令和二年三月二十七日

大分県立病院長 井 上 敏 郎

- 一 落札に係る物品等の名称及び数量
セントラルモニタ及びベッドサイドモニタ一式（本体及び周辺機器の搬入・設置、現有機器の撤去を含む。）
- 二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
大分県立病院事務局会計管理課
大分市大字豊饒四百七十六番地
- 三 落札者を決定した日
令和二年一月十五日
- 四 落札者の氏名及び住所
アイティーアイ株式会社大分支店 支店長 今 井 信 也
大分市賀来西二丁目十一番二号
- 五 落札金額
四千九百五十万円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）
- 六 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 七 一般競争入札を公告した日
令和元年十二月六日